

農 業 委 員 会 議 事 日 程

日 時：令和 8 年 6 月 29 日(月)午前 10 時 00 分

場 所：千曲市役所 3 階 301AB 会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
6. 議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
7. 議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について
8. 議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について
9. 報告事項
 - (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 - (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
 - (3) 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等の変更について
10. その他

〔閉 会〕

- ◎出席委員 柳澤雅仁農業委員会会長外 14 名
北原譲二農地利用最適化推進委員外 12 名（近藤推進委員・大谷芳文推進委員欠席）
- ◎事務局出席者 局長 大橋和也、 次長 平塚弘太、 農地係 北村一樹

【 会議概要 】

大橋局長	ただ今から令和 8 年 6 月の総会を開催いたします。 はじめに「会長あいさつ」、柳澤会長お願いいたします。
柳澤会長	（会長あいさつ）
大橋局長	（経過報告）
議 長	ここで委員の出欠等について事務局から報告をお願いします。
平塚次長	（出欠報告）
議 長	定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開催いたします。 まず、日程第 3「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日 1 日で足りう ると思いますので、本日 1 日と決定したいが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	「異議なし」と認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。 次に、日程第 4「議事録署名委員の指名について」であります。議長から指名するに、ご異議 ございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。 13 番： ながうら かずよし 委員、 14 番： はんだ ひろゆき 委員の両委員にお願いいたします。 それでは、日程第 5「議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といた します。事務局から説明願います。
平塚次長	（説明）
議 長	説明が終わりました。それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。 （進行の声あり）
議 長	進行いたします。質疑・意見を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 「議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに、 賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ですので「議案第 9 号」は、原案のとおり可決されました。 続いて、日程第 6「議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題

	といたします。事務局から説明願います。
北村主任	(説明)
議 長	説明が終わりました。質疑・意見をお受けする前に、担当委員による現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。
唐木委員	7 番の唐木です。 1 番の桜堂の畑について、昨日 28 日、北原推進委員と現地確認をしてまいりました。 場所は国道 18 号線の平安堂と紳士服青木のある道路の向かい東側の山崎自動車さんが運営しているガソリンスタンド兼整備工場。これの東側の隣接地の畑になります。 申請内容は、山崎自動車さんが預かりの車両等を置いておきます車両置き場として活用したいということでの 5 条申請です。現場は東側・北側・南側ともに宅地となっておりまして、南側の耕作地は耕作者の同意も得られております。 擁壁を設置するということで、土砂の流出は防止するということ。それから汚水の発生はないと。雨水は地下浸透ということで元々耕作放棄地であったことから、この申請に関しては特に問題はないというふうに判断をいたしました。以上です。
中島委員	2 番中島です。 2 番案件と 3 番案件につきまして、27 日に櫻井委員、瀬下推進委員の 3 名で現地確認してまいりました。 最初に 2 番案件ですけれども、場所は更埴インター南に 100m ほどのところで、フレックスの社員駐車場の南側の水田 738 平米になります。 地目は田となっていますが、現状はりんごの木 2 本、ももの木 1 本が植えられている畑です。 申請地北側は企業の駐車場と一部畑に接しております。西側は住宅地。東・南側は市道に囲まれております。 転用の目的は、今後需要が見込まれることから、整備して 3 区画分の宅地分譲をしたいとの申請です。法面保護の概要ですけれども、直接農地と接する部分には段差が生じるので、コンクリート道路を施工し、周辺への土壌流出を防止する。 造成工事中の処置としては、周辺の農地に粉じんが飛散しないよう適宜散水する。雨水の排水方法は地下浸透式とし、周辺に影響が出ないようにする。用排水の機能に対する処置としまして、周辺用水に影響が出る造成工事は行わない。それから汚水の排水方法は、公共下水道に放流するとされております。 隣地耕作者との同意も得られておりますので、特に問題はないかと考えております。 3 番案件ですけれども、場所は西船山通りの粟佐橋手前の粟佐西信号を東に 100m ほど行ったところの畑 397 平米です。北側には特別養護老人ホームがあります。 申請地周辺は西側には水田。南側には休耕田があります。東側と北側は宅地となっております。 転用の目的は、子供が大きくなったため父親の土地に住宅を建てるというものです。 建築面積は 107.84 平米の計画です。 法面保護の概要ですけれども、隣接地との間に高低差がなく土砂の流出や崩壊のおそれがないため、被害防除処置は行いません。 造成工事中の処置としましては、周辺の農地に粉じんが飛散しないように建築物周辺にネットを設置する。雨水の排水方法は地下浸透式とし、周辺に影響が出ないようにする。 工事によって影響が出る用排水は特にありません。汚水の排水方法は、公共下水道に放流するとされております。 隣地耕作者 2 名の同意も得られておりますので、問題はないかと考えております。以上です。

半田委員	14 番半田です。 4 番の案件についてですが、6 月 26 日に担当農業委員と推進委員で現地確認を行いましたのでご報告いたします。 場所につきましては、県道森篠ノ井 335 号線のシンリク観光から南に 100m ほど行ったところの義父の農地で、北側は農地。西側は宅地。南側は義父の農地。東側は道路で、住宅建築に必要な部分を分筆し、その上で新築する目的の申請です。 北側については転用地から土砂の流出を防止するための土留を施行し、西側は既存の土留めを利用し南側は義父の農地で、申請地との高低差がほとんどなく、東側は道路と高さを合わせるように設置する。造成工事中は土砂の流出、粉塵および水の発生を防止するために必要に応じて仮設養生清掃及び散水を行う。雨水は雨水浸透柵を設置し敷地内地下浸透処理とする。 申請建物は木造 2 階建ての専用住宅であり、周辺農地への日照および通風に著しい支障を及ぼすものではなく、生活排水および汚水は公共下水道に接続する。 申請地周辺に農業用水はなく、隣接農地耕作者へ転用事業内容の説明および同意も得られているので問題ないと思われます。以上です。
柳澤委員 (議長)	5 番柳澤です。過日、唐木沢推進委員と現地を確認しました。 場所は稲荷山郵便局から北東方面に 50m ほどの住宅地内の農地で南側・西側は住宅に囲まれており、西の一角にカーポートを設置したいという申請であります。 本件には顛末書が添付されておりまして、内容によりますと、本年 3 月に車両出入りのため、整地のための碎石を敷いてしまったと農地法の理解が不十分だったと反省しており、カーポート設置後は東側に隣接している農地に支障を及ぼさないよう適切に管理することを表明しており許可相当と判断しました。
滝沢委員	9 番滝沢です。 6 番の案件について、22 日に担当農業委員・推進委員 3 名で現地確認を行いました。 申請地は、国道 18 号線の磯部の信号を東に 300m ほど入った山際にある株式会社カスタム社近くの田で 4 区画の建売住宅を建築する計画です。 東側は水路を挟んで宅地。西側は宅地。南側は市道。北側は農地で境界は土留めをし土砂流出を防止。雨水は敷地内浸透処理。汚水は下水道接続で隣接農地耕作者の了解も得られており、問題ないと思います。以上です。
中島委員	4 番中島です。 22 日に関係農業委員・推進委員と現地調査した結果を報告いたします。 7 番案件ですが、場所につきましては、千曲線沿線内川地区にありますセブンイレブン戸倉内川店にある五加小学校の信号機の東南方向約 10m にある畑です。 今回、先ほどもお話ありました県の道路拡幅事業に伴い、現在の住宅敷地の北側の面積が県道拡幅により縮小されるため、所有する南側の畑も住宅の敷地として使用する申請です。 申請地の北側および東側は宅地。南側は田のため、新規でフェンスと擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。 西側は埴科幹線水路に蓋をした千曲線です。雨水は地下浸透。汚水は公共下水道に接続し、隣接耕作者の同意を得ており、問題ないかと思われます。以上です。
議 長	担当委員からの報告が終わりましたので、質疑・意見を一括してお受けいたします。 何かございますか。 (進行の声あり)
議 長	進行いたします。質疑・意見を終結し、採決いたします。

「議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので「議案第 10 号」は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 7「議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。
事務局から説明願います。

平塚次長

(説明)

議 長

それでは、質疑・意見をお受けいたします。何かございますか。

(質疑・意見なし)

議 長

進行いたします。
「議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので「議案第 11 号」は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 8「議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題といたします。事務局から説明願います。

平塚次長

(説明)

議 長

質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

それでは進行いたします。
「議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので「議案第 12 号」は、原案のとおり可決されました。以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。
続いて、日程第 9「報告事項」について事務局から説明願います。

<報告>

平塚次長

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
- (3) 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等の変更について

議長

説明が終わりました。ただいまの「報告事項」について、ご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

鎌田委員

教えていただきたいんですけども。29ページの「令和8年度 最適化活動の目標の設定等」のところなんですけれども。31ページの中段のところに、最適化活動の活動目標っていうのがあります。具体的な活動強化月間と設定回数云々っていうふうに書いてあります。冒頭に柳澤会長の方からも活動強化っていうことでね。年間の事業目標の進捗を図らねばならない課題が多いっていう話があったんですけども。10月から11月の農地の集積っていうところに、ちょっと教えていただきたい部分があります。ここにどんなふうにするかって強化月間の内容っていうことで。「農業委員会や各農業機関の情報を活用し、受け手農家への訪問により農地の集積を図ります。」っていうことになっています。この通りだと思います。なんですけど。皆私どもこの頃26日に現地立会いに行ったときに雨宮3名で集まったときにこれが出ていたので、私的にはちょっとみんなと相談しました。現状では実際今農業を行っている人の高齢化とか、新規農業に就農するには資本がかかるとか。それについては色々農業法人で集積化図ればいいんですけどその手を上げる人も少ないとかね。課題がとても大きいと思うんですけど。この10月から11月のこの設定回数3回っていうふうに目標を達成するまでには、農業委員会からの部分で言えば、各農業機関の情報というのと、例えばJAとかだと思うんですけど、土地改良区とか。情報を活用しということは、もう7月になるけど、7、8月のうちに例えば農業委員の方で事情がありますよね。それぞれ地域によって都市化して住宅が混在しているところの農地の管理。私どものように雨宮のように企業誘致があるところはそれなり。また、中山間地域は中山間地域の課題ってあるんですけども。それぞれのところで農業委員が選出されているんですが、どんな持ち回りでどんな役割をして。10・11月の2か月ですかね。目標必達を図るための事前活動というか。そういうふうにするのか。事務局の方で試算とかもあると思うので、この目標必達にいくのか。そこら辺を含めて千曲市農業委員会として今後どのように具体的にしているのかなっていうのか。私達農業委員は何をなすべきなのかっていうところを教えていただきたいと思いました。

平塚次長

この目標の設定なんですけど、実は令和7年度と内容は変わっておりません。新しく設定したものではなく、同じ内容で掲載をさせていただいた。事務局として掴んでいる農地の情報等ございまして、やはり農地を集積していくことは、受け手の方、誰にやっていただくかっていうのが非常に大切になってくると思います。事務局としては、各地域にどういう担い手の方がいらっしゃるっていうのは掴んではいるんですけど、地元の農業委員さんとして、各地域で担い手としてやられている方がいらっしゃると思いますので、そういう方をお願いをしていただきたい。農地を自分で管理できる人は自分でやられると思うんですけど、会社勤めであったり、農地は持っているけど自分で耕作できなかったりする農地がたくさんあるかと思います。そういう農地が荒れていかにないように、耕作できる方に極力農地を集約していもらい農用地区域は、農業開発公社が入る中間管理の貸借となりますが、直接受け手の農家の方のところに訪問ということになっておりますが。どの程度、農業委員さんが地元の方、受け手の方、どれだけお知り合いなのか分かりませんが、目標はこのようにさせていただいた。強化月間は10月から11月と定めさせてもらったがこの期間でなく通常月でも結構です。農業委員さん推進委員さんと協力をして集積の働きかけを行っていただけると事務局としても有難いと思っている。

鎌田委員

ありがとうございます。気になりましたのは私ども、この体制になってから早1年。この7月

になるんですけど。この評価目標についての取り組みって実際に皆さんやってらっしゃるかどうかわからないんですが、農業委員会として討議したことなかったかと思います。
どうしてそれが気になったかって言うと 30 ページの②の目標のところなんですけれども。
今年度末の集積率 23%を目標にしてるんですよね。
こういう基準がありながら、具体策っていうところに全然繋がっていないし、情報をどのように提供するのかという具体策もいただかないし。
当然農林課等でこういう情報って持つておられると思うので。そういうところを農業委員会の活動って書いてあるものが、農業委員の仕事をやれってことに私は解釈しているんですけど。農業委員会として取り組みをしなくても今まで通りやっていけばいいというようなことであればお任せでいいんですけども。
冒頭でも会長がおっしゃっているので、農業新聞なんか見えても、全国的にもいろんな取り組みをされている中で、活動を具現化するっていうのも必要な時期かと思いましたので、宜しくお願いします。

議長

他に何かございますか。
それでは、日程第 10「その他」について事務局から説明願います。

平塚次長

○7 月報酬からの農業新聞代と傷害保険金の引き落とし
○活動記録の提出
○農地パトロールのファイル返却
○視察研修等の実施時期
○7 月から窓口開庁時間短縮

議長

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、6 月の総会を閉会といたします。
大変ご苦勞様でした。

〔閉会〕 午前 11 時 02 分

議 事 録 署 名 委 員

(令和8年6月29日 千曲市農業委員会第3回定例総会)

議 長 柳澤雅仁

議席番号 13 番 長瀬一喜

議席番号 14 番 半田裕之